

総務委員長報告

令和3年11月定例会（12月22日）

総務委員長報告をいたします。

今定例会において総務委員会に付託されました議案のうち、既に11月25日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「警察に関する手数料条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「当せん金付証票の発売について」の一般事件案1件、「令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）」など予算案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第150号議案「令和3年度島根県一般会計補正予算（第10号）」のうち政策企画局所管分についてであります。

委員から、マイナンバーカードの健康保険証との一体化が開始されたが、健康保険証として使用できる医療機関は、まだ少ないと思われる。県内ではどのような状況であるのかとの質問があり、執行部からは、10月20日から本格運用が始まったところであり、この時点で島根県全体の7.1%の医療機関が対応しているとの回答がありました。

また、委員から、新聞による広報だけでなく、市町村とも連携しながら、様々な媒体を使って、今後も普及促進に努めてほしいとの意見がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第33号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書」の撤回決議を求めるもので、平成30年2月定例会及び令和元年6月定例会から令和3年9月定例会までの各定例会において審査し、「不採択」とした請願と同趣旨のものであります。

委員からは、議会として、意見書を撤回するのは、現実的には難しいと思われるが、もう少し、歴史的事実を検証すべきであるという内容の意見書を提出してはどうかとの意見がありました。また、別の委員からは、様々な学説がある中で、政府は「河

野談話は否定できない」と言っている。県議会の場で、国家論を議論すべきではないとの意見がありました。最終的には挙手採決の結果、賛成少数により「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、いずれも現状に大きな変化がなく、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「原子力発電所の立地に伴う県財政への影響について」では、委員から、2号機が再稼働した場合の核燃料税の増加分である4億円は、一定なのかとの質問があり、執行部からは、再稼働後に課税が始まる「価額割」は、平均して年4億円としているが、実際の課税は、17ヶ月ごとに燃料を入れる関係から、年によって変動があるとの回答がありました。

また、別の委員から、電源立地地域対策交付金等の地域振興関連の主な使途の中で旧東出雲町が除かれている。合併してから年数も経っているので、枠を外して該当するようにはできないのかとの質問があり、執行部からは、国の交付要綱で対象となる合併時期が定められており、範囲を広げることで、既存の交付地域に対する交付水準がどうなるかという問題もあるため、国とよく相談していきたいとの回答がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「交通事故防止対策の推進状況について」では、委員から、スムーズ横断歩道に関する質問があり、執行部からは、横断歩道の路面を盛り上げて、車両の通過速度を低下させたり、小さい子どもがドライバーから見つけやすくなる安全効果が見込まれる一方で、ポールを立てて道路幅を狭くし、車の通行に支障が出たりする面もあるが、地元住民と協議して、同意を得て進めることとしており、現在江津市に1箇所設置、松江市でも試行設置をしているとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。